（標章の使用許諾等）

第十条　国土交通大臣は、第五条第一項の規定による登録をしたときは、登録特定既存住宅情報提供事業者団体に対し、国土交通大臣が定める標章の使用を許諾するものとする。

2　前項の許諾を得た登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次の各号に掲げる事項を遵守する構成員（構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係る特定既存住宅について、住宅購入者から売買の媒介を依頼された宅地建物取引業者であって、当該構成員が指定したものを含む。次条において同じ。）に限り、前項に規定する標章を使用させることができる。

一　前項に規定する標章を使用して特定既存住宅情報提供事業を行おうとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、その写しを当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体に提出すること。

イ　第二条第一項に規定する基準に適合する既存住宅であること。

ロ　共同住宅又は長屋（第四号において「共同住宅等」という。）にあっては、管理規約及び長期修繕計画を有すること。

ハ　次条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されていること又は当該基準に適合する住宅リフォーム工事の内容を記載した提案書（費用に関する情報を含むものに限る。）が作成されていること。

ニ　特定既存住宅の性能、維持保全の状況その他の特定既存住宅の価値を評価する上で重要な事項に関する書類の保存の状況

二　住宅購入者に対し、前号に規定する書面の写しを交付すること。

三　住宅購入者が、特定既存住宅の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況を記録するために撮影した写真等を閲覧することができる状態に置くこと。

四　住宅購入者が求める場合にあっては、当該住宅購入者に対し、次に掲げる事項を開示すること。

イ　共同住宅等にあっては、第一号ロに規定する管理規約及び長期修繕計画（当該共同住宅等の管理組合の承諾を得た場合に限る。）

ロ　第一号ニに規定する書類（当該特定既存住宅の売主が保存している場合に限る。）

五　第一号ハに規定する提案書がある場合には、住宅購入者に対し当該提案書の写しを交付するとともに、住宅購入者からの求めに応じ、当該住宅購入者に対し、住宅リフォーム事業者のあっせんその他の援助を行うこと。

六　前各号に掲げる事項のほか、登録特定既存住宅情報提供事業者団体が定めた事項

3　国土交通大臣は、第十四条第一項の規定により登録特定既存住宅情報提供事業者団体に係る第三条第一項の登録を抹消したときは、第一項の許諾を取り消すものとする。

4　国土交通大臣は、登録特定既存住宅情報提供事業者団体が第十三条第一項各号のいずれかに該当し情状が重いと認めるときは、第一項の許諾を取り消すことができる。

（登録特定既存住宅情報提供事業者団体の業務）

第十一条　登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　構成員に対し、特定既存住宅に関する広告における前条第一項に規定する標章の使用を許諾すること。

二　前号の許諾を得た構成員が遵守すべき事項を定め、構成員に対し、当該事項を遵守させるために必要な措置をとること。

三　住宅リフォーム工事の実施判断の基準を定めること。

四　特定既存住宅情報提供事業に関する相談等に応ずること。

五　前各号に定めるもののほか、構成員に対する研修その他の特定既存住宅情報提供事業を適確かつ円滑に実施するために必要な業務を行うこと。

（情報の公表）

第十二条　登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　登録特定既存住宅情報提供事業者団体の名称

二　登録特定既存住宅情報提供事業者団体の主たる事務所の所在地

三　相談等に応ずる事務所の連絡先

四　前条第一号の許諾を得た構成員の商号又は名称及び主たる事務所の所在地

五　前条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項

六　前条第三号に規定する住宅リフォーム工事の実施判断の基準

（業務改善に関する勧告等）

第十三条　国土交通大臣は、登録特定既存住宅情報提供事業者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一　この規程に違反したとき。

二　業務に関し住宅購入者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

三　業務に関し公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。

四　業務に関し他の法令に違反し、特定既存住宅情報提供事業の適正な運営を図る法人として不適当であると認められるとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2　国土交通大臣は、登録特定既存住宅情報提供事業者団体の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録特定既存住宅情報提供事業者団体に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による指導、助言又は勧告をした場合には、その旨を公表することができる。

（登録の抹消等）

第十四条　国土交通大臣は、登録特定既存住宅情報提供事業者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

一　第九条の規定による届出があったとき。

二　前号の届出がなくて第九条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三　登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。

四　不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

五　第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

六　正当な理由がなくて第七条の規定による報告又は第八条第一項の規定による届出を怠ったとき。

七　第七条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。

八　前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による勧告に従わなかったとき。

九　登録特定既存住宅情報提供事業者団体から、別記様式第五号により、登録の抹消の申請があった場合において、その申請を相当と認めるとき。

2　第六条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

（登録簿等の閲覧）

第十五条　国土交通大臣は、登録簿及び第七条の報告に係る書面又はこれらの写しを、インターネットの利用その他の方法により一般の閲覧に供するものとする。

（地方公共団体への支援等）

第十六条　国土交通大臣は、住宅購入者が安心して既存住宅を購入することができる環境の整備を促進するため、地方公共団体、特定既存住宅情報提供事業者団体その他の関係者と連携を図りつつ、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十九年十二月一日から施行する。